

税制改正

住民税の減額は忘れずに申告を

申告期間は7月1日(火)から31日(木)まで

税制改正により、19年1月1日現在に八幡平市に住んでいた人で、19年中の所得が大幅に減った人は、7月31日までに市に申告をすることで19年度の住民税の一部が減額され、還付を受けることができます。該当する人は、忘れずに申告をしましょう。

住民税の減額措置

住民税を増額し、所得税を減額する「税源移譲」により、多くの人の19年度の住民税の税負担は大きくなりました。毎年の所得変動が少ない人は、住民税の増額分が19年分の所得税で減額となり、住民税と所得税を合わせた税負担は変わりありません。しかし、19年中の所得が大きく減少した人は、住民税増加の影響のみを受けてしまいます。このような人については、申告をすることにより、19年度分の住民税が減額されることになりました。

減額の対象となる人は次の①と②の条件を満たす人です。対象となる人については、申告を受けた後、19年度の納付済みの住民税から減額分を還付します。

○対象となる人

- ① 19年度住民税の課税所得金額 (申告分離課税分を除く) > 所得税と住民税の人的控除額の差の合計額
- ② 20年度住民税の課税所得金額 (申告分離課税分を含む) ≤ 所得税と住民税の人的控除額の差の合計額

※①と②の両方に該当することが条件です。

○対象とならない人

- ▷ 19年中に亡くなった人
- ▷ 海外へ転出し、20年1月1日現在、日本国内に居住していない人
- ▷ 人的控除以外の所得控除額の増加や、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった人

○計算方法

税源移譲後の税率を適用し調整控除を行った後の税額

から

税源移譲前の税率を適用した税額

を差し引いて算出される金額が減額されます

所得税と住民税の人的控除額の差の一覧表

控除の種類		金額	控除の種類		金額
障害者控除	普通	1万円	扶養控除	一般	5万円
	特別	10万円		特定(16歳以上23歳未満の人)	18万円
寡婦控除	一般	1万円		老人	10万円
	特別	5万円		同居老親	13万円
寡夫控除		1万円	同居特別障害者加算		12万円
勤労学生控除		1万円	配偶者特別控除	38万円超え40万円未満	5万円
配偶者控除	一般	5万円		40万円以上45万円未満	3万円
	老人	10万円	基礎控除		5万円

○例えば…

妻と高校2年生、中学1年生の子どもがいるAさん

18年中の給与収入は500万円であったが19年中の給与収入は300万円となった場合

18年	19年
給与収入 5,000,000円 →給与所得 3,460,000円	給与収入 3,000,000円 →給与所得 1,920,000円
控除額の合計 1,940,000円 (社会保険料を500,000円として計算)	控除額の合計 1,740,000円 (社会保険料を300,000円として計算)
課税所得金額 1,520,000円	課税所得金額 180,000円

※控除額のうち人的控除額は、配偶者控除(老人)、扶養控除、特定扶養控除

Aさんの人的控除額の差の合計は33万円なので、対象条件①、②に当てはめると、

①課税所得金額(152万円) > 人的控除の差の合計(33万円)

②課税所得金額(18万円) ≤ 人的控除の差の合計(33万円)

となり、①、②の両方に該当し、申告することで住民税の減額を受けることができます。

減額措置の手続き

住民税の減額を受けるためには、7月1日(火)から7月31日(木)までに、19年1月1日現在の住所地(19年度の住民税を納めた市町村)の税務担当課に「平成19年度分市・県民税減額申告書」を提出してください。この減額申告書は、市企画総務部税務課に備えてあります。また、申告には添付書類などは必要ありません。住民税の減額措置は、19年度分の住民税のみに適用されます。

市は、申告などが19年度、20年度とも市になされ、所得や控除の状況がわかる人について、減額の対象になるかどうか判定を行います。判定の結果、対象になると見込まれる人については、6月下旬に個別にお知らせする予定です。

19年1月2日以降に市外から転入した人は、判断できませんので、19年1月1日に住んでいた市町村に問い合わせください。

住民税の減額、還付について詳しくは、市企画総務部税務課(☎・内線1245)1247)まで。

～ 税源移譲により新設された制度 ～

市・県民税の住宅ローン控除

税源移譲により所得税額が減った人は、今までの住宅借入金等特別控除(以下、住宅ローン控除)額が減ってしまう場合があります。この減ってしまった所得税からの控除を住民税(所得割)から控除できる制度が設けられました。

この制度による控除を受けるには、必ず毎年3月15日までに申告をする必要があります。

■対象となる人

11年から18年までに住宅を購入・入居し、平成19年分以降の所得税において住宅ローン控除の適用があり、所得税から引ききれない控除額がある人

■申告について

①給与所得のみで年末調整が済み、確定申告をしない人

毎年3月15日までに、市役所へ「市・県民税の住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出する必要があります。

②確定申告をする人

毎年3月15日までに、税務署(または市役所)へ確定申告書と併せて、「市・県民税の住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出する必要があります。

■対象年度

20年度から(最長で28年度まで)